

## 「まさかは必ずやってくる」 台風などによる災害発生防止について

一昨年夏に甚大な被害をもたらした台風災害に続き、今年も7月2日からの大雨により住家被害や河川のはん濫、土砂崩れなどが発生しました。北海道民にとって、台風や大雨はもはや他人事ではなく、「まさかあの川がはん濫するとは」「まさか避難することになるとは」と感じるような災害が、いつ自分の身に降りかかってくるかわかりません。

「まさかは必ずやってくる。」自らの命を守り、大切な人を助けるために、気象情報を毎日確認し、台風や大雨による災害に備えましょう。

そして、もし市町村から避難情報が発令された場合は、安全な場所へ避難しましょう。特に高齢者や乳幼児など、避難に時間のかかる方は、付き添いの方などと一緒に、早めの避難を心がけましょう。

北海道の災害対策に関する情報は、次のホームページから確認できます。

- ・道庁危機対策課のホームページ

<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/sm/ktk/index.htm>

### ◎問い合わせ先

総務部危機対策局危機対策課防災グループ

☎011-204-5008 (ダイヤルイン)

## 平成30年度 第2回北海道警察官採用試験

### 1. 実施日程等

- ・採用予定人員 200名程度  
男性A区分 45名程度、女性A区分 10名程度  
男性B区分 110名程度、女性B区分 35名程度
- ・受付期間 7月2日(月)から8月24日(金)
- ・第1次試験 9月17日(月・祝)
- ・第2次試験 10月中旬から11月上旬

### 2. 試験地

- 第1次試験は、留萌警察署でも受験可能です。
- ・第1次試験日 留萌、旭川、札幌など道内22か所
  - ・第2次試験日 旭川、札幌などの道内6か所

### 3. 受験資格

- ・A区分(大学卒業程度)平成31年4月1日現在で33歳未満の方。来年3月卒業見込みの方を含む
- ・B区分(高校卒業程度)平成31年4月1日現在で33歳未満の方。来年3月卒業見込みの方を含む

### ◎問い合わせ先

留萌警察署 ☎0164-42-0110

北海道警察採用センター ☎0120-860-314

## 裁判員裁判の実施状況 ～経験者の声もお知らせします～

平成21年5月21日のスタートから9年が経過した「裁判員制度」について、制度開始から平成29年12月末までの裁判員裁判の実施状況を、お知らせします。

- ・裁判員に選ばれた方は、60,502人!
  - ・裁判所にお越しいただく日数(職務従事日数)の平均は、5.7日です。
  - ・選ばれる前、参加に積極的な方は33.8%でしたが、参加後には95.7%の方が「非常に良い経験」と感じられています。
- 裁判員制度について、もっと詳しく知りたい方はこちら!!

裁判員制度ウェブサイト

<http://www.saibanin.courts.go.jp/>

裁判員制度に関するいろいろな情報や、裁判員裁判の開廷情報へのリンクなどを掲載しています。

## 知っていますか? 建退共制度

建退共制度は、中小企業退職金共済法に基づき建設現場労働者の福祉の増進と建設業を営む中小企業の振興を目的として設立された退職金制度です。

この制度は、事業主の方々が、労働者の働いた日数に応じて掛金となる共済証紙を共済手帳に貼り、その労働者が建設業界で働くことをやめたときに建退共から退職金を支払うという、いわば業界全体での退職金制度です。

- ・加入できる事業主: 建設業を営む方
- ・対象となる労働者: 建設業の現場で働く人
- ・掛金: 日額310円

### ★特徴

- ◎国の制度なので安全、確実、申込手続きは簡単です。
- ◎経営事項審査で加点評価の対象となります。
- ◎掛金の一部を国が助成します。
- ◎掛金は事業主負担となりますが、法人は損金、個人では必要経費として扱われ、税法上全額非課税となります。
- ◎事業主が変わっても退職金は企業間を通算して計算されます。

### 建退共制度の特例措置のお知らせ

建退共では、地震等により災害救助法が適用された皆様に対し、各種手続きの特例措置を実施しております。

### ☆建退共から事業主の皆様へのごお願い

- ・共済証紙は、労働者の就労日数に応じて適正に貼付してください。
  - ・「建設業退職金共済手帳」を所持している労働者が、建設業界を引退するときは、忘れずに退職金を請求するよう指導してください。
- ホームページ「建退共」に、制度説明用動画、Q&Aなど建退共制度の知りたい情報が記載されています。ぜひ、アクセスしてご覧ください。

### ◎問い合わせ先

建退共北海道支部 ☎011-261-6186